

令和2年度文化庁メディア芸術祭地方展の企画・運営 審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高いものから順に採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁内に設置する企画案審査委員会（以下「審査委員会」）において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。

III 評価方法

提出された企画提案書の内容が、委託事業の趣旨に沿った実施可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について評価を行う。

(1) 必須項目（30点満点）

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点30点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経営基盤

- ・委託事業を確実に遂行できるだけの経営基盤を有していること。

b) 実施体制

- ・事業運営の中核を担う企画担当者に、メディア芸術又は美術展覧会の事業の企画・運営を行った実績があること。
- ・委託事業実施に際して、全体の総括責任者、各業務担当者などの事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が示されていること。（来場者や会場スタッフの安全確保や動員計画、展示作品の管理体制等も踏まえた具体的な運営体制が計画されていること。）

c) 事業計画

- ・公募要領及び仕様書に示す委託事業の実施に当たり、必要な内容を網羅した具体的な事業計画を立案していること。
- ・事業の目的及び趣旨との整合性があり、かつ実現性・妥当性があること。
- ・事業計画に際して、妥当な経費が計上されていること。

(2) 加点項目（75点満点）

次の加点項目については、効果的な実施が期待されるかという観点から審査を行う。評価者は加点項目ごとに次の評価基準による得点を付与する。

[評価基準]

○満点が10点の評価項目

- A：大変優れている＝10点
- B：優れている＝6点
- C：加点項目を満たす程度＝2点
- D：加点に値しない＝0点

○満点が5点の評価項目

- A：大変優れている＝5点
- B：優れている＝3点
- C：加点項目を満たす程度＝1点
- D：加点に値しない＝0点

a) 実績（実績の質・量に応じて加点）

- ・本委託事業に関する知見・ノウハウがあるか（企画提案者にメディア芸術又は美術展覧会等の事業の企画・運営を行った実績がある等）（10点）

b) 事業計画（内容に応じて加点）

- ・参加型・体験型のイベント等，メディア芸術に関する興味・関心を抱かせるような工夫があり，具体的な提案がなされているか（10点）
- ・多くの来場者が見込める会場の確保や会期の設定，展覧会の構成，展示計画の作成等，集客を踏まえた創意工夫があるか（10点）
- ・集客を見込んだ広報媒体や周知方法等，効果的な広報計画があるか（10点）

c) 創意工夫（内容に応じて加点）

- ・開催地（開催地の地方公共団体，地元企業や地元団体等）との連携や，地域の特色を活かした開催テーマの設定等，地域性を活かした具体的な提案がなされているか（10点）
- ・開催地における，メディア芸術に関する取組の継続的開催に向けた成果が残るような工夫がなされているか（5点）
- ・開催地との連携による広報・宣伝活動の強化，会場借用費の減免，協賛による経費の確保等，効率的な執行を行う等経費執行の面での戦略的な計画があるか（10点）
- ・共生社会の視点を踏まえた取組があるか（5点）
- ・展覧会における新たな波及効果が見込まれる要素はあるか（5点）

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（内容に応じて加点 3点）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

[評価基準]

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階3 = 3点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2点
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.5点

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定） = 1点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定） = 1.5点
 - ・プラチナくるみん認定 = 2点

- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定 = 2点

- 上記に該当する認定等を有しない = 0点